

耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額について

・ 減額内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋について、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修を実施した場合、申告により耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分についての当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

・ 適用要件

(次の全ての要件を満たすことが必要です)

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する「要安全確認計画記載建築物」に該当する家屋、又は、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する家屋
2. 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもの

・ 減額内容

工事が完了した年の翌年度から2年度分、固定資産税額の2分の1を減額する。
※ただし、固定資産税額が当該補助対象改修工事費用の100分の5に相当する額を超える場合には、当該補助対象改修工事費用の100分の5に相当する額の2分の1を減額する。

注記：住宅については「住宅にかかる耐震改修制度のお知らせ」をご覧ください。

・ 手続き

申告書に次の①～③の書類を各一部添付して、工事完了後3ヶ月以内に資産税課まで提出してください。

- ① 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書の写し
- ② 地方税法施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- ③ 地方税法施行規則附則第7条第12項の規定に基づく証明申請書

(お問合わせ先) 尼崎市資産統括局税務管理部資産税課
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
Tel 06-6489-6264・6265・6266 Fax 06-6489-6875